

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程第61条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和7年9月11日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 武井 裕之

記

1 入札対象	
(1) 件名	自家発電設備保守点検業務委託（ポンプ場1）
(2) 場所	清久中継ポンプ場（久喜市清久町地内）ほか
(3) 期間	契約確定の日から令和8年2月27日まで
(4) 概要	<p>ア 目的 本業務は保安規程及び埼玉県流域下水道電気設備標準保守点検実施基準に基づき、非常用自家発電設備を適正に維持管理するものである。</p> <p>イ 業務内容 清久中継ポンプ場、東中継ポンプ場、鷲宮中継ポンプ場に設置されている非常用自家発電設備の定期点検整備及び試運転調整等一式</p>
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「執行要領」という。）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。</p> <p>(1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p>
3 入札手続の方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4 設計図書等	<p>令和7年9月12日（金） 10時00分から 令和7年9月30日（火） 16時00分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社 庶務担当</p> <p>設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示すとおりとする。 なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダウンロードすることができる。（ダウンロードできない場合、引き取り方法を明示する。）</p>
5 競争参加資格確認申請書の提出	<p>令和7年9月24日（水） 10時00分から 令和7年9月30日（火） 16時00分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社</p> <p>入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を書面により提出すること。</p>

6 設計図書等に関する質問	<p>令和7年9月17日（水） 10時00分から 令和7年9月25日（木） 16時00分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社</p> <p>設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に質疑書を書面により提出すること。</p>				
7 質問に対する回答	<p>令和7年9月29日（月） 16時00分まで</p> <p>質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページで公表する。</p> <p>入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。</p>				
8 入札執行の日時等	<p>入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。</p> <p>(1) 入札日時 令和7年10月1日（水） 14時00分</p> <p>(2) 入札場所 公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社</p>				
9 入札に参加できる者の形態	単体企業				
10 入札に参加する者に必要な資格					
(1) 建設業の許可	<p>電気工事業</p> <p>建設業法（昭和24年法第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。</p>				
(2) 資格者名簿への登載	<p>令和7・8年度埼玉県建設業等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に上記「(1) 建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格者審査結果通知において資格の有効期限の始期が公告日以前である者に限る。なお、下蘭「(7) その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。</p>				
(3) 所在地	<table border="1" data-bbox="552 1377 1436 1411"> <tr> <td data-bbox="552 1377 831 1411">本店又は主たる営業所</td> <td data-bbox="837 1377 1436 1411">—</td> </tr> </table> <p>資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」の所在地については問わない。</p>	本店又は主たる営業所	—		
本店又は主たる営業所	—				
(4) 格付	<table border="1" data-bbox="552 1496 1436 1529"> <tr> <td data-bbox="552 1496 687 1529">業種</td> <td data-bbox="694 1496 986 1529">電気工事業</td> <td data-bbox="992 1496 1128 1529">格付</td> <td data-bbox="1134 1496 1436 1529">A級</td> </tr> </table>	業種	電気工事業	格付	A級
業種	電気工事業	格付	A級		
(5) 施工実績	<p>国、地方公共団体又は日本下水道事業団との契約</p> <table border="1" data-bbox="625 1585 1436 2054"> <tr> <td data-bbox="632 1585 1436 1718"> <p>1回の契約金額が2,000万円以上の下水道終末処理場、浄水場又は中継ポンプ場における自家発電設備に係る業務委託又は修繕・工事。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1727 1436 2054"> <p>契約の締結にかかわらず、平成27年4月1日以降公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）地方公共団体（地方自治体が出資する法人を含む。）又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約により、上に示す工事又は修繕を元請けとして完成させた実績を有すること。</p> <p>上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。</p> <p>なお、特定共同体による請負の施工実績については、代表構成員</p> </td> </tr> </table>	<p>1回の契約金額が2,000万円以上の下水道終末処理場、浄水場又は中継ポンプ場における自家発電設備に係る業務委託又は修繕・工事。</p>	<p>契約の締結にかかわらず、平成27年4月1日以降公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）地方公共団体（地方自治体が出資する法人を含む。）又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約により、上に示す工事又は修繕を元請けとして完成させた実績を有すること。</p> <p>上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。</p> <p>なお、特定共同体による請負の施工実績については、代表構成員</p>		
<p>1回の契約金額が2,000万円以上の下水道終末処理場、浄水場又は中継ポンプ場における自家発電設備に係る業務委託又は修繕・工事。</p>					
<p>契約の締結にかかわらず、平成27年4月1日以降公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）地方公共団体（地方自治体が出資する法人を含む。）又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約により、上に示す工事又は修繕を元請けとして完成させた実績を有すること。</p> <p>上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。</p> <p>なお、特定共同体による請負の施工実績については、代表構成員</p>					

		に限ることなく、契約金額出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。
(6) 現場代理人		<p>本件は、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。</p> <p>受託者は、現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は業務着手日について契約締結後に委託者と協議することができる。</p>
(7) その他の参加資格		<p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。</p> <p>イ 埼玉県財務規定（昭和39年埼玉県規則第18条）第91条規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないことされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされていづ者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間には資本関係又は人間関係がないこと（別に定める「資本関係又は人的関係がもの同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照）</p> <p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の処置を受けていない者であること。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の処置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者。</p> <p>ク 埼玉県の電子入札システムでの利用可能な電子証明書を取得していること。</p> <p>ケ 入札公告日において、健康保険法（対象11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用法権（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されているものは、この限りでない。</p>
11 最低制限価格		設定する。
12 入札保証金		免除する。
13 支払条件		
部分払		しない
14 支払方法		完成検査終了後、一括精算。
15 現場説明会		開催しない。
16 入札に関する注意事項		
(1) 入札の執行		<p>ア 確認申請書（写）を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。</p>
(2) 入札書に記載する金額		<p>入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。</p> <p>なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。</p>
(3) 提出書類		<p>発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（様式第6-1号）を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。</p>

(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は3回までとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができない。</p>
(5) 入札の辞退	執行要領第16条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 入札者の押印のない入札書による入札</p> <p>イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札</p> <p>ウ 金額の訂正のある入札書による入札</p> <p>エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札</p> <p>オ 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札</p> <p>キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札</p> <p>ク 他人の代理を兼ねた者がした入札</p> <p>ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札</p> <p>コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札</p> <p>サ 明らかに談合によると認められる入札</p> <p>シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者同士がした入札</p> <p>ス 虚偽の確認申請書（写）を提出した入札</p> <p>セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札</p>
17 その他	<p>(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。</p> <p>(2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続の執行を妨げないものとする。</p> <p>(3) 入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。</p>
18 この公告に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人埼玉県下水道公社 古利根川支社 庶務担当</p> <p>電話番号 0480-22-3819</p> <p>FAX 番号 0480-22-6727</p>